



## ◎最新法改正情報◎

令和3年3月から

### 健康保険・介護保険の料率が変わります

協会けんぽの健康保険および介護保険の保険料率が3月分(4月納付分)より、次のように改定されます。

#### ● 健康保険料率 ●

【大阪府】

改定前		改定後	
全額	102.2/1000	全額	102.9/1000
事業者	51.1/1000	事業者	51.45/1000
被保険者	51.1/1000	被保険者	51.45/1000

【兵庫県】

改定前		改定後	
全額	101.4/1000	全額	102.4/1000
事業者	50.7/1000	事業者	51.2/1000
被保険者	50.7/1000	被保険者	51.2/1000

#### ● 介護保険料率 ●

【全国共通】

改定前		改定後	
全額	17.9/1000	全額	18.0/1000
事業者	8.95/1000	事業者	9.0/1000
被保険者	8.95/1000	被保険者	9.0/1000

40歳から64歳までの被保険者の方については、健康保険料とあわせて介護保険料がかかります。

賞与については、3月1日以降に支給される賞与分から変更後の保険料率となります。

※なお、当事務所で社会保険事務を受託させて頂いているお客様につきましては、後日、新保険料率による社会保険料決定通知書をお送り致しますので、ご確認ください。

当記事に関し、ご不明な点等ございましたら  
担当 までお問い合わせください。

社会保険労務士法人 牧江 & パートナーズ  
お問い合わせ先：0798-36-4313